

野外焼却は、法律で規制されています。



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

- 廃棄物処理基準に従つて行う焼却 → 許可を受けた焼却炉 → ダイオキシン、悪臭等の防止構造基準を満たした焼却炉で焼却

※構造基準を満たした焼却炉とは……①燃焼温度が800度以上の状態で焼却できる
②温度を測定するための装置を備えている
③燃焼に必要な量の空気の通風が行われる
④外気と遮断された燃焼室を備えている
⑤温度を保つ助燃装置を備えている焼却炉です

- 他法令に基づく焼却 → 伝染病で死亡した家畜の死体など

- やむを得ない廃棄物の焼却（例外的な焼却）

| 認められている焼却行為 | 具体例 |
|--|--------------------------------------|
| 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却 | 河川・道路管理を行うための伐採した草木等の焼却など |
| 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却 | 災害廃棄物応急対策、火災予防訓練、凍霜害防止のための稻わら等の焼却など |
| 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却 | 護摩焚き、正月飾りなどの焚く行事など |
| 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却 | 焼き畑、畦の刈草焼却、漁網に付着した水産物くずの焼却など |
| たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの | 落ち葉焚き、たき火、暖をとるための木くず等の焼却、キャンプファイヤーなど |

※上記の例外的な焼却でも、近隣の住民のご迷惑になるような場合は、すみやかに消火及び煙の出ないような措置等を行うようにしてください。
生活環境上支障を与え、苦情等のある場合は、行政指導や行政処分の対象となります。

庭木の剪定、畦の刈草などが出た場合は

一般廃棄物として次の方法で処理してください。

- 長さ40cm未満、太さ5cm未満に切ってください。

【家庭から出た場合】

- 指定袋に入れ、一度に2袋ずつ燃やせるごみとして集積所に出してください。

- 市の施設に直接搬入することも出来ます。

(前日までにごみコールセンター TEL. 077-528-2761 にて要予約。施設指定。回数・重量制限あり。有料。)

【事業所から出た場合】

- 市の施設に直接搬入してください。

(1週間前までに市役所窓口にて要相談。施設指定。受入制限あり。有料。)

- 一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託することも出来ます。

燃やすずに適正に処理しましょう。「邪魔くさいから」「昔からやっているから」「少しくらいなら大丈夫」などと考えずに、煙が与える健康被害や洗濯物への臭い移りなど近隣住民への迷惑を考慮してください。



ドラム缶や1斗缶での焼却は禁止



簡易な焼却炉での焼却は禁止

法違反を
すると

**5年以下の懲役若しくは
1,000万円以下の罰金** 又は併科に処される
**法人なら
3億円以下の罰金** に処される

野焼きを発見したら

大津市環境部産業廃棄物対策課

TEL. 077-528-2910 までお知らせください。

担当職員が現地確認をします。

日曜祝日等閉庁日は

大津市消防局 TEL. 077-522-0119

大津警察署 TEL. 077-522-1234 又は

大津北警察署 TEL. 077-573-1234 に連絡してください。